定款 申請時の留意点

- 申請時点の最新の定款を提出してください。
- 定款の記載事項に変更があった場合は、変更後の定款若しくは変更時の株主総会等の議事録 を添付してください。以前提出のものから変更がない場合は省略が可能です。
- 取締役の任期や事業の目的等の変更していることが多いので確認してから提出してください。

身分証明書 申請時の留意点

- 必ず原本を提出してください。
- 外国籍の方については、提出の必要はありません。
- 証明書が必要となるのは以下の方についてです。
 - ①役員等の一覧表の〔役員等の氏名及び役名〕欄に記入した役員等全員(株主、出資者、顧問、相談役で、「役員、令3条使用人を兼ねていない者」は提出不要です。)
 - ②法人の令3条の使用人に該当する者
 - ③個人の場合は申請者本人
 - ④個人の支配人(令3条の使用人に該当)
- 申請時のもの(申請又は届出日前3月以内に発行されたもの)を添付してください。
- 変更届の場合は、追加された者に係る証明のみでよいです。

登記されていないことの証明書等

申請時の留意点

- 必ず原本を提出してください。
- 氏名、生年月日、現住所、本籍について誤りのないよう全て正しく記載してください。 外国籍の方については、証明書の本籍欄に国籍を記載してください。
- 証明書が必要となるのは以下の方についてです。
 - ①役員等の一覧表の〔役員等の氏名及び役名〕欄に記入した役員等全員(株主、出資者、顧問、相談役で、「役員、令3条使用人を兼ねていない者」は提出不要です。)
 - ②法人の令3条の使用人に該当する者
 - ③個人の場合は申請者本人
 - ④個人の支配人(令3条の使用人に該当)
- 申請時のもの(申請又は届出日前3月以内に発行されたもの)を添付してください。
- 変更届の場合は、追加された者に係る証明のみでよいです。
- <u>この証明書の提出に代えて、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出すること</u>も可能です。(令和元年9月14日施行の建設業法改正による)